

公立大学法人神戸市外国語大学職員介護休業等に関する規程

2007年4月1日

規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神戸市外国語大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の介護休業等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 介護休業等につきこの規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(介護休業の定義)

第2条 この規程において、介護休業とは、就業規則第2条第1項に定める職員が負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族（以下「対象家族」という。）を介護するためにする休業をいう。

2 前項に定める「対象家族」とは、次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 職員が同居している祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が認めるもの

(介護休業の適用除外者)

第3条 次の各号の一に該当する職員は介護休業をすることができない。

- (1) 期間を定めて雇用される職員（下記に該当する者は除く。）
 - ア 雇用された期間が1年以上である職員で、介護休業を開始しようとする期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）から起算して93日を経過する日（以下「93日経過日」という。）を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者（93日経過日から1年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。）
- (2) 理事長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員

ア 期間を定めて雇用された職員のうち、引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

イ 期間を定めて雇用された職員のうち、介護休業の申出があった日の翌日から起算して93日以内に雇用期間が終了することが明らかな職員

ウ 週の所定勤務日数が2日以下の職員

(介護休業の申出)

第4条 介護休業をしようとする職員は、介護休業開始予定日及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）を明らかにして、あらかじめ介護休業申出書により申し出るものとする。

2 介護休業の承認を受けようとする職員は、その願い出にあたっては、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

3 理事長は、第1項の申し出があった場合には、速やかに通知するものとする。

(介護休業の期間等)

第5条 介護休業の期間は、第2条第2項に規定する要介護者の各々が同条第1項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において1日、半日、1時間又は45分を単位とした必要とする期間とする。

2 介護休業を取得し、職務に復帰した職員には、その復帰した日から起算して1年間は再度承認しない。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 介護を必要とする者及びその状態が、当初取得したときから継続しており、介護休業の取得を始めた日から起算して6月の範囲内である場合であって、当該取得しようとする介護休業の期間が、当初の介護休業の取得を始めた日から起算して連続する6月の範囲内である場合

(2) 介護を必要とする者あるいは介護が必要な状態が当初取得したときと異なる場合

(介護休業期間の終了)

第6条 介護休業をしている職員が、次の各号の一に該当することとなった場合には、介護休業はその事由が生じた日(第5号及び第6号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日)をもって終了する。

(1) 介護休業終了予定日が到来したとき

(2) 要介護状態である対象家族が死亡したとき

(3) 介護休業をしている職員の離婚、婚姻の取消、離縁等による、対象家族との親族関係が消滅したとき

(4) 介護休業をしている職員が負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったとき

(5) 介護休業をしている職員が公立大学法人神戸市外国語大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第22条の別表に規定する産前

休暇となったとき

(6) 介護休業をしている職員が新たな介護休業又は公立大学法人神戸市外国語大学職員育児休業等に関する規程に基づく育児休業（以下「育児休業」という。）を取得したとき

2 前項第2号から第6号に該当することとなった職員は、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

（介護休業終了予定日の変更）

第7条 介護休業の申出をした職員は、介護休業終了予定日までに介護休業申出書の変更届により理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日を1回に限り、介護休業終了予定日とされた日より後の日に変更することができる。

2 理事長は、前項の申し出があった場合には、速やかに通知するものとする。

（介護休業申出の撤回）

第8条 介護休業の申出をした職員は、介護休業開始予定日の前日までに、書面により理事長に申し出ることにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 介護休業の申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じたときは、当該介護休業の申出は、されなかったとみなす。

(1) 介護休業の申出に係る対象家族が死亡したとき。

(2) 離婚、婚姻の取消、離縁等による介護休業の申出に係る対象家族と当該介護休業の申出をした職員との親族関係が消滅したとき。

(3) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、当該介護休業の申出にかかわる対象家族を介護することができない状態になったとき。

3 前項に該当することとなった職員は、遅滞なく、書面により理事長に届け出なければならない。

4 理事長は、第1項及び第3項の申し出があった場合には、速やかに通知するものとする。

（介護休業中の身分等）

第9条 介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（介護休業期間中の給与等）

第10条 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 介護期間中の給与等に関し必要な事項は、公立大学法人神戸市外国語大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の定めるところによる。

（職務復帰）

第11条 職員は、介護休業を取得している事由が消滅した場合、及び介護休業の期間が終了した場合には、職務に復帰するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 理事長は、職員が介護休業又は介護部分休業を理由として、不利益な取扱いをし

てはならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の介護休業等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2007年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前において、神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月28日条例第31号）第13条の規定に基づき、介護休暇を取得している職員については、施行日以降新たにこの規程に基づく介護休業申請書による申出は必要としない。

附 則

この規程は、2008年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、2010年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、2016年9月1日から施行する。